

介護予防・日常生活支援総合事業における 第一号訪問事業（介護予防訪問介護相当）重要事項説明書

＜令和6年4月1日 現在＞

この介護予防・日常生活支援総合事業における指定第一号訪問事業（介護予防訪問介護相当）「以下（第一号事業）」という。重要事項説明書はお客様が、第一号事業を受けられるに際し、お客様やそのご家族に対し、当社の事業運営規程の概要や訪問介護従業者などの勤務体制等、お客様のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記したものです。

1. 当事業所が提供するサービスについてのご相談窓口

電話番号	(0847) 44-6291	午前7時30分～午後4時30分
担当者	川淵あゆみ	☆ご不明な点は、なんでもお尋ねください。

2. 当事業所の概要

事業所名	アシナヘルパーステーション
所在地	〒726-0002 広島県府中市鶴飼町700番地8
電話番号	(0847) 44-6291 F A X (0847) -44-9133
介護保険事業所番号	3471700249
提供できるサービス	介護予防・日常生活支援総合事業における第一号訪問事業
サービス提供地域	府中市及び福山市新市町、駅家町、芦田町、加茂町、神辺町

☆上記地域以外の方でも、ご希望の方はご相談ください。

3. 当事業所の職員体制

職種		常勤	非常勤	合計
管理者		1名		1名
サービス提供責任者		1名		1名
	介護福祉士	1名	4名	5名
	看護師	2名	0名	2名
	実務者研修修了者	1名	0名	1名
	初任修了者	1名	10名	11名

4. 営業日及び営業時間

営業日	下記の休業日を除く毎日	営業時間
休業日	日曜日（1/1～1/3）	月～金 午前7時30分～午後4時30分 土 午前7時30分～12時30分

☆上記時間以外の場合でも、ご希望の方はご相談下さい。

5. サービスの内容

身体介護

・利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。

○入浴介助…入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭く(清拭)など行います。

○排泄介助…排泄の介助、おむつ交換などを行います。

○食事介助…食事の介助などを行います。

生活援助

※第一号事業には自立支援の観点から利用者ができる限り自ら家事等を行うことができるように支援することを目的としています。

※そのため、下記のサービスは、例えばご利用者が行う調理を訪問介護員が見守りながら一緒に行うなど。

○調理…利用者の食事の用意などを行います。

○洗濯…利用者の衣類等の洗濯などを行います。

○掃除…利用者の居室、寝室等の掃除などを行います。

買い物等

6. 保険適用外のサービス

【移送】…買い物送迎、墓参りなどの移送

【掃除】…草取り、水やり、ペットの世話、大掃除等

【付き添い】…趣味活動等への付き添いなど

【その他】…ご利用者以外(家族等)の洗濯、調理など

7. 利用料金

・利用料金は1ヶ月ごとの定額制です。サービス計画書において位置づけられた支給区分によって次のとおりとなります。

・契約者の体調不良や状態の改善等によりサービス計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、又は多かった場合であっても、日割りでの割引又は増額はしません。

・介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金の1割です。但し介護保険給付の範囲を超えたサービス利用は全額お客様の負担となります。

支給区分	I (週1回程度)	II (週2回程度)	III (週3回以上)	初回加算
利用料金	1,1760円	23,490円	37,270円	2,000円
介護保険から給付される額	10,544円	21,078円	33,543円	1,800円
利用者負担金	1,176円	2,349円	3,727円	200円

※2割負担の方は利用者負担金が2倍、3割負担の方は3倍になります。

初回加算（新規）

・算定要件

新規にサービス計画書を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合

8 交通費

・前記、当事業所のサービス提供地域以外のお客様は、サービス従業者が訪問するための交通費の実費の実績（自動車を使用した場合は当事業所から1km当たり20円）が必要となります。

支払方法

・ご利用料金は次の方法によりお支払い頂きますようお願いいたします。

- ・現金払い（月1回定められた日にお支払いをお願いします）
- ・郵便振替（月1回定められた日にお支払いをお願いします）
- ・口座振替（相談に応じさせていただきます）

9 利用の中止、変更、追加

・利用予定日の前までに、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までにご連絡くださいますようお願い致します。

・サービス利用の変更、追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスが提供できない場合、他の利用可能日時を協議いたします。

10 サービスの提供について

・サービスは「サービス計画書」に基づいて行います。実施に関する指示等は全て事業所が行います。但し、実際の提供にあたっては利用者の訪問時の状況、事情、意向等について十分配慮します。

・サービス実施のために必要な備品等（水道、ガス、電気を含む）は無償で使用させていただきます。

サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出下さい。お客様の病変、急な入院などやむを得ない理由がある場合は、1週間以内の通知でサービスを終了させることができます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等ややむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は終了1ヶ月前までに文書で通知します。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了致します。

- * お客様が介護保険施設に入所した場合
- * 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が要介護となられた場合
- * お客様が亡くなられた場合

④ その他

◇ 当事業所が正当な理由なくサービス提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当事務所が破産した場合、お客様は即座にサービスを終了することができます。

◇ お客様が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上滞納し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず1ヶ月以内に支払わない場合、又はお客様やご家族の方等が当事業所やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

◇ 地震・噴火等の天災等、事業者の責に帰するべからざる事由により、サービスの実施が出来なくなった場合には、当事業所はお客様に対してサービスを終了させていただく場合がございます。

⑤ 虐待防止について

①虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者 管理者 川淵あゆみ

②虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

③虐待防止のための指針を整備しています。

④従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

⑤サービス提供中に当該事業所授業者又は養護者(現に擁護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

相談・要望・苦情などの窓口

サービスに関する相談・要望・苦情などは、サービス提供責任者又は、下記窓口までお申し出下さい。

①当事業所サービス相談窓口

〒726-0002

広島県府中市鶴飼町700-8

電話番号(0847)44-6291 担当 川淵

(受付時間 月～土 8:30～17:30)

当事業所以外に、市区町村の相談窓口等に苦情を伝えることが出来ます。

②広島県府中市長寿支援課介護福祉係

〒726-8601

広島県府中市府川町315番地 長寿支援課介護福祉係

電話番号(0847)40-0222

(月～金 8:30～17:15 土曜、日曜、祝日を除く)

③福山市介護保険課

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号本庁舎3階

電話番号(084)928-1166

④広島県国民健康保険団体連合会 介護保険課

〒730-8503 広島県広島市中区東白島町19番49号国保会館

電話番号(082)-554-0783

なお、本書面の提供開始に際しては、本書面に添付した里女はすまの取柄を付すこととする。

令和 年 月 日

(事業者) 所在地 : 広島県府中市鵜飼町700-8

名称 : アシナトランジット株式会社

アシナヘルパーステーション

(説明者) 氏名 :

私は本書面により、事業者から第一号事業について重要事項の説明を受けました。

(利用者)

住所:

名前:

印

(ご家族または代理人)

住所:

名前:

印

ご本人との続柄()